

事 務 連 絡

平成25年4月10日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中
附 属 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 事 務 局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

平成25年度「H I V検査普及週間」について

標記について、平成25年4月4日付け健疾発0404第3号で厚生労働省健康局疾病対策課より別紙のとおり、依頼がありました。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所管の学校法人等に対して周知されるようお願いいたします。

なお、本件についての問合せは、厚生労働省健康局疾病対策課にお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健指導係

TEL : 03-5253-4111(2918)

健疾発0404第3号
平成25年4月4日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
(公 印 省 略)

平成25年度「HIV検査普及週間」について

エイズ対策の推進につきましては、日頃から特段の御高配を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年のHIV感染者・エイズ患者新規報告数（速報値）は1,446件で、近年1,500件程度で推移しており、未だ予断を許さない状況となっています。特に、診断時に既にエイズを発症している割合が依然として高い水準にあり、これは、早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられます。

一方、平成24年の保健所等におけるHIV抗体検査件数及び相談件数は、前年と同水準であり、依然として過去最多の平成20年を大きく下回っている状況にあります。

こうした状況から、検査・相談体制の充実は、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第21号。以下、「エイズ予防指針」という。）においても、その位置付けが強化されたところです。

HIV検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、利用の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、HIV検査の浸透・普及を図る機会とするものであり、平成25年度においても、別紙のとおり、「平成25年度「HIV検査普及週間」実施要綱」を定めました。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御了知の上、本週間に際し、エイズに関する正しい知識等の啓発活動に特段の御高配をいただきますようお願いいたします。

なお、貴職以外の関係部署に対する本件の周知、協力方につきましても、特段の御配慮を頂きたく、併せてお願いいたします。

担 当

厚生労働省健康局疾病対策課

郡

電話 03(5253)1111 内線2358

FAX 03(3593)6223

平成25年度「HIV検査普及週間」実施要綱

1 趣 旨

平成25年2月22日のエイズ動向委員会の発表によると、平成24年のHIV感染者・エイズ患者新規報告数（速報値）は1,446件で、近年1,500件程度で推移しており、未だ予断を許さない状況となっている。特に、診断時に既にエイズを発症している割合が依然として高い水準にあり、これは、早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられる。

一方、平成24年の保健所等におけるHIV抗体検査件数及び相談件数は、前年と同水準であり、依然として過去最多の平成20年を大きく下回っている状況にある。

こうした状況から、検査・相談体制の充実、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第21号。以下「エイズ予防指針」という。）においても、その位置づけが強化されたところである。

HIV検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、利用の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、HIV検査の浸透・普及を図る機会とするものである。

2 期 間

平成25年6月1日(土)から同月7日(金)まで

3 主 唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

4 主 題 (キャッチフレーズ)

各都道府県等によって適宜定めるものとする。

なお、HIV検査ではなく、広く理解されやすくなるよう「エイズ検査」という名称を用いても構わない。

(例：「エイズ検査は、あなたにも必要です」等)

5 実施方法

(1) 厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

本週間に係る全国的なキャンペーン活動を行うとともに、期間内における検査の日程及び会場等について、プレス発表等を通じて全国一斉に紹介することにより、広くH I V・エイズに対する関心の喚起を図る。

また、H I V検査や相談・カウンセリングに係るマニュアル等を作成するなど、検査や相談に係る情報提供を行うことにより、都道府県等が行う検査・相談に対する技術的支援を行う。

(2) 都道府県等

検査受診者の立場に立ち、地域における特性を踏まえながら、利便性やサービス向上に配慮した検査・相談体制の整備促進を図り、これにより、H I V検査が地域住民にとって身近なものとなえられるよう環境整備に努めること。

具体的には、平日夜間や土日における検査といった時間外検査や、迅速検査の実施はもとより、H I V検査の普及を図るため、イベント等集客の多い機会と連動した検査の実施などを行う。

また、エイズに係る正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検査・相談の利用に係る情報につき、積極的な広報に努める。

6 留意事項

H I V検査や相談に当たっては、検査受診者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、検査前及び検査後の相談の機会を、受診者個々人の行動変容を促す絶好の機会と位置付け、適切な相談を行うよう努めること。

また、陽性が判明した場合については、医療機関の紹介等に当たり十分に説明する等配慮すること。

7 その他

本週間において実施するH I V検査・相談については、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業（H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業）」の補助対象であること。

また、H I V検査・相談と併せて実施するイベント等については、「エイズ対策促進事業」の補助対象であること。